平成30年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」 実 施 要 領

1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がることが多く、昨年10月には脱落したスペアタイヤに起因する死亡事故も発生しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面において排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。

さらに、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、また、平成30年10月1日には車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が新たに3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開する。

2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、平成30年9月1日(土)から9月30日(日)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、茨城県トラック協会が独自に設定する10月1日(月)から10月31日(水)までの1ヶ月間を「地方独自強化月間」とし、特に重点をおいて実施する。

3. 重点実施項目

(1) 大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発 大型トラックのホイールの取り付け状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検

(重点点検項目)

点検個所	点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及び	ホイール・ナット及び
		ホイール・ボルトの緩み	ホイール・ボルトの損傷
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及 びパイプ	漏れ、損傷及び取り付け状態	同左

- (2) 黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施
- (3) DPF (黒煙除去フィルタ) 等の後処理装置付き車両の確実な定期点検の実施